

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警察庁丙備二発第39号、丙企画発第32号
丙生企発第78号、丙刑企発第52号
丙交企発第69号、丙情企発第44号

令和3年6月17日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁情報通信局長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき区域の変更等について（通達）

本年4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたところであるが、本日、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）を沖縄県とするとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を本年7月11日までとする旨が、また、法第31条の4第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）については、10都道府県（北海道、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）とするとともに、重点措置を実施すべき期間を本年7月11日までとする旨が、それぞれ公示された（別添1）。また、これに併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が変更された（別添2）。

緊急事態宣言等を受けた警察の対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について（通達）」（令和3年2月12日付け警察庁丙備二発第5号ほか）等において示達したところであるが、本日、緊急事態措置区域が変更されたこと等を踏まえ、引き続き、同通達等に基づく対応に万全を期されたい。

なお、変更後の基本的対処方針において、緊急事態措置区域から除外された都道府県及び重点措置区域で実施すべき措置等として、それぞれ以下が追加されるなどしている。

○ 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）

- ・ 当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力を要請し、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和する。また、都道府県間の不要不急の移動は、極力控えるように促す。

- ・ 緊急事態措置区域から除外された地域で開催される催物（イベント等）については、主催者に対して、法第24条第9項に基づき、規模要件等を設定し、その要件に沿った開催を要請する。また、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間の制限を要請する。
- ・ 重点措置区域である都道府県においては、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮（20時まで）を要請する。また、酒類の提供は、要件を満たした店舗において19時まで提供できることとし、当該要件を満たさない店舗に対して、法第31条の6第1項に基づき、酒類の提供を行わないよう要請するほか、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、更に制限を行うことができる。
その際、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図る。
- ・ 重点措置区域以外の都道府県においては、法第24条第9項に基づく飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を当面継続することとし、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和する。なお、営業時間及び対象地域等については、都道府県知事が適切に判断する。
- ・ 法第31条の6第1項又は法第24条第9項に基づき、当面、飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備の利用自粛を要請することとし、地域の感染状況等を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討する。
- ・ 事業者等への要請に当たっては、関係機関と連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として全ての施設に実地に働きかけを行う。その際、事業者に対して業種別ガイドラインの遵守を働きかける。また、法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行う。
- ・ 重点措置区域である都道府県では、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）において、法第24条第9項等に基づき、飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設に対する営業時間の短縮を要請するなどする。
- ・ 職場への出勤等については、引き続き「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、ローテーション勤務等を強力に推進する。

○ 重点措置区域

- ・ 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促す。
- ・ 都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物（イベント等）について、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、開催時間の制限を要請する。
なお、重点措置解除後1か月程度の経過措置として、主催者等に対して、法第24条第9項等に基づき、規模要件等を設定し、その要件に沿った開催を要請するとともに、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、開催時間の制限を要請する。
- ・ 法第31条の6第1項等に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮（20時まで）を要請する。また、酒類の提供は、要件を満たした店舗において19時まで提供で

きることとし、当該要件を満たさない店舗に対して、法第31条の6第1項に基づき、酒類の提供を行わないよう要請するほか、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、更に制限を行うことができる。

- 法第31条の6第1項に基づき、当面、飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備の利用自粛を要請することとし、地域の感染状況等を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、措置区域において、法第24条第9項等に基づき、飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設に対する営業時間の短縮を要請するなどする。

○ その他

- 二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気の状態を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知する。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示
(新型コロナウイルス感染症対策本部)
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示(同)

官 庁 報 告

官 庁 事 項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示(令和三年四月二十三日)の全部を次のとおり変更し、令和三年六月二十一日から適用することとしたので、公示する。

令和三年六月十七日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

(一) 緊急事態措置を実施すべき期間 令和三年四月二十五日(沖縄県については、同年五月二十三日)から七月三十一日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示(令和三年四月二十三日)の規定に基づき、緊急事態措置を解除することとする。

(二) 緊急事態措置を実施すべき区域 沖縄県の区域とする。

(三) 緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(平成二十四年法律第三十一号)第三十一条の四第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示(令和三年四月一日)の全部を次のとおり変更し、令和三年六月二十一日から適用することとしたので、公示する。

令和三年六月十七日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

(一) まん延防止等重点措置を実施すべき期間 令和三年四月二十日から七月三十一日までとする。

(二) の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和三年四月二十日から七月三十一日までとする。

・北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、令和三年六月二十一日から七月三十一日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示(令和三年四月二十三日)の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(三) まん延防止等重点措置を実施すべき区域 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

(四) まん延防止等重点措置の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 6 月 17 日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

その上で、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

